

(公印省略)
学字第30052-69号
令和2年8月14日

各市町村児童福祉主管課長 様

群馬県生活こども部

私学・子育て支援課長 上原 美奈子

新型コロナウイルス感染症対策に関する群馬県行動基準の警戒度引き上げについて（通知）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日々状況が変わる中で、適切に御対応いただき、感謝申し上げます。

本県において独自で策定した「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に基づく行動基準の警戒度を8月15日から「警戒度2」に引き上げることとなりました。なお、今回の警戒度引き上げにより、通常保育等への対応が変わるわけではありません。

各市町村におかれましては、引き続き、貴管内保育所・認定こども園・放課後児童クラブ等に対し、既発出の厚生労働省『保育所における感染防止対策ガイドライン（2018年改訂版）』等を基に適切な感染拡大防止対策を講じるように指導していただくとともに、下記に留意の上、改めて適切に御対応いただくよう、お願いいたします。

記

○管内保育所等の園児・児童・職員に感染者・濃厚接触者が疑われる場合

地域を所管する保健所（県保健福祉事務所）に連絡・相談をお願いします。

○管内保育所等に臨時休園等を要請した場合

臨時休園とした場合でも、医療関係業務に従事する保護者等で保育サービスの利用が必要となる場合には、子どもを少人数に分け、小規模で保育を行うなど、必要に応じて対応の検討をお願いします。

○管内保育所等に従事する職員の方へのお願い

これまでも十分に感染防止に取り組んでおられるところですが、改めて以下の点に留意していただくように周知をお願いします。

- ・一般的な感染症対策（手洗い等により手指を清潔に保つ、手で目・鼻・口を触らない、室内の定期的な換気など）を行ってください。
- ・健康管理（十分な睡眠・休養、栄養バランスのよい食事、適度な運動など）を心がけてください。
- ・出勤前に各自で体温を計測し、発熱等の風邪症状が見られる場合には、出勤をしないことを

徹底してください。

- ・感染を疑うようなことがあれば、ためらわずに、帰国者・接触者相談センターに相談してください。
- ・県内における市中感染が広がりつつありますので、外出の際には、外出先の感染防止対策の実施状況を確認いただく等の対応をしてください。
- ・県外への移動については、東京都、大阪府、愛知県、福岡県、島根県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県等の9都府県への不要不急の外出は自粛してください。

(対象の都府県については、現時点での状況。随時、県HPにて公表予定)

○参考

- ・厚生労働省保育関係 リンク掲載ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoikuindex.html

- ・『保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報』

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

- ・群馬県ホームページ『新型コロナウイルス感染症対策サイト』

<https://stopcovid19.pref.gunma.jp/>

事務担当：子育て支援係・保育係

T E L：027-226-2622（子育て支援係）

027-897-2689（保育係）